

# ○ふくおか県央環境広域施設組合環境施設等の建設に係る事業者選定委員会規則

令和5年11月17日  
規則第4号

(設置)

**第1条** この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合附属機関の設置に関する条例(令和5年条例第7号)第3条の規定に基づきふくおか県央環境広域施設組合環境施設等の建設に係る事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 選定委員会は、組合長の諮問に応じて、次に掲げる新たなごみ処理施設の建設に係る事項を調査審議し、組合長に答申する。

- (1) 施設の建設に係る事業者の募集、選定等に関すること。
- (2) 施設の建設に係る要求水準書及び事業者の選定基準等の策定に関すること。
- (3) 施設の建設に係る事業者からの提案書等の審議及び事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本事業の推進に関し組合長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 選定委員会は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから組合長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者 5名以内
- (2) 関係行政機関の代表者 3名以内
- (3) 地元住民等の代表者 1名

3 前項の委員の任期は、所掌事務が完了したと組合長が認めたときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 選定委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を統括し、選定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

**第5条** 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときまでとする。

- 2 委員が任命されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。

(会議)

**第6条** 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、組合長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 5 会議は原則、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(責務)

**第7条** 委員は、公正かつ公平に審議を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、本事業に関する提案に応募し、又は入札に参加してはならない。
- 3 委員は、職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、事業者の選定に当たり、特定の企業に対する便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、速やかに記録し、組合長に報告するものとする。

(事務局)

**第8条** 選定委員会の庶務は、組合再編建設推進室において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。